



| | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 回 覧 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

中小・個人事業者の皆様へ

令和3年度の事業用家屋・償却資産に係る 固定資産税等を軽減します

申告期限：令和3年2月1日（月） 消印有効

申告の受付は、令和3年1月4日（月）より開始します。

※期限を過ぎても申告のない場合、軽減措置が適用できませんので、
必ず期間内に市役所税務課に提出してください。（郵送可）

● 対象となる方

中小事業者又は個人事業主のうち、新型コロナウイルス感染症等の影響により、
令和2年2月から10月までの間における任意の連続する3か月の期間の収入（当該
中小事業者等が行う全ての事業に係る収入の合計額）が、前年の同時期と比較して
30%以上減少している方

● 軽減の対象となる税目及び資産

対象税目：固定資産税及び都市計画税（令和3年度分のみ適用）

対象資産：対象の方が所有する事業用家屋及び償却資産

〔事業用家屋…事務所、店舗、工場、不動産賃貸業を営む方が所有する賃貸住宅 等
償却資産…令和3年度分の申告対象となる償却資産〕

● 軽減率（令和3年度分のみ適用）

| 令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月の間の 事業収入の対前年同期比減少率 | 軽減率 |
|--|------|
| 50%以上の減少 | 全額 |
| 30%以上50%未満の減少 | 2分の1 |

（申告の手続きについては裏面）




● 申告の手続き


- ①申告書に必要事項を記載し、売上の減少等を証す書類を揃え、認定経営革新等支援機関（※）等に確認を依頼してください。
申告書の様式は、福知山市のホームページに掲載しております。
- ②申告書に認定経営革新等支援機関等の確認（記名・押印）を得てください。
- ③確認を得た申告書に、売上の減少等を証す書類の写しを添付し、申告期限までに福知山市役所税務課資産税係の窓口まで提出をしてください。（郵送可）

Q：認定経営革新等支援機関とは？

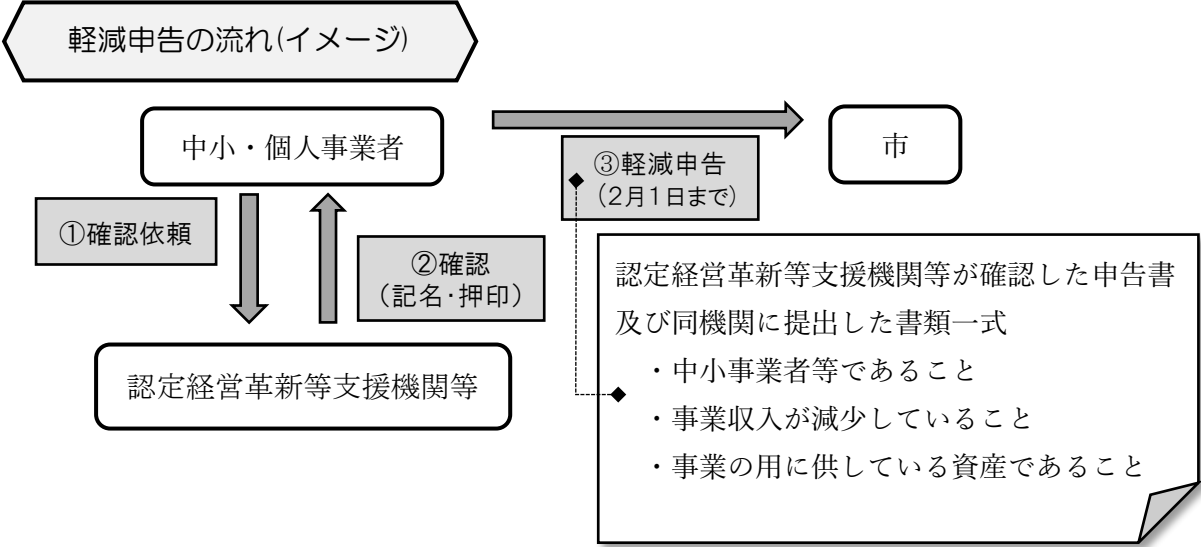
財務等に関する専門的知識を有し、国が審査し認定した機関です。税理士、公認会計士、金融機関のほか、準ずるものとして商工会議所や商工会などがあります。中小企業庁及び金融庁のHPで一覧が確認できます。



中小企業庁



金融庁



● 問い合わせ窓口

〒620-8501
福知山市字内記13番地の1
福知山市役所 財務部 税務課 資産税係
TEL：0773-24-7025（直通）
FAX：0773-23-6537

福知山市や中小企業庁のホームページでも制度の説明がありますので、ご確認ください。

